

## 社会福祉法人征峯会（筑西市）

業 種 医療・福祉

労働者数 277人 （うち男性 87人／女性 190人）

## &lt;認定基準に係る取組実績&gt;

## (1) 採用（平成27年度～平成29年度の平均）

- 事務職 男性：1.00倍 女性：1.00倍（男性競争倍率の125%未満）
- 専門職 男性：1.67倍 女性：1.17倍（ 同 上 ）
- 技術専門職 男性：1.34倍 女性：1.12倍（ 同 上 ）

## (2) 継続就業(男女の平均継続勤務年数割合)

- 事務職 男性：4.52年 女性：10.90年（男性平均継続勤務年数の70%以上）
- 専門職 男性：7.00年 女性：8.60年（ 同 上 ）
- 技術専門職 男性：5.65年 女性：4.93年（ 同 上 ）

## (3) 労働時間等の働き方（平成29年4月～平成30年3月）

- 雇用管理区分（職種）ごとの法定時間外+法定休日労働時間の平均が各月とも45時間未満

## (4) 管理職比率

- 女性管理職比率 44.4%（平成29年度における管理職比率が産業ごと平均値（43.4%）を上回っている。）

## (5) 多様なキャリアコース（平成27年度～平成29年度実績）

- 女性非正規社員（パート）から正社員への転換 1名

## 株式会社いわい（神栖市）

業 種 卸売業・小売業

労働者数 51人 （うち男性 28人／女性 23人）

## &lt;法に基づく行動計画内容&gt;

## ●行動計画期間

平成28年7月1日～平成30年6月30日

## ●行動計画の目標及び取組の結果

【目標1】産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

（結果）妊娠・育児中の労働者が利用できる各種制度について、リーフレットの掲示により周知を行い、男性からの育児休業の申出・取得につながった。

【目標2】育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職研修を行う。

（結果）妊娠・育児中の労働者に対するハラスメント防止や必要に応じて円滑な制度利用が図られるよう、資料を基に管理職研修を実施した。

## &lt;認定基準に係る取組実績&gt;

## (1) 育児休業取得率

- ① 男性 50.0%（期間 平成28年7月1日～平成30年6月30日）
- ② 女性 100.0%（期間 平成27年7月1日～平成30年6月30日【労働者300人以下一般事業主特例適用】）

## (2) 労働時間等働き方

- ① 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
- ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

## (3) 子が3歳から小学校就学前までの間に利用できる育児に関する制度導入

- 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ

# 女性活躍推進法に基づく認定制度

別紙 2

- 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができる。

## <認定の段階>

※ 法施行前からの実績の推移を含めることが可能

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 1<br>段階<br>目 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下表（実績に係る基準）に掲げる5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。</li> <li>● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトにて公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> <li>● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul> |
| 2<br>段階<br>目 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下表（実績に係る基準）に掲げる5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。</li> <li>● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトにて公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> <li>● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul> |
| 3<br>段階<br>目 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下表（実績に係る基準）に掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。</li> <li>● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul>  |

### ★その他の基準

- 事業主行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者の周知をしたこと。
- 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(平成29年4月から不認定や認定取り消し範囲が拡大し、労働基準法等違反は是正勧告を受けて是正していない場合も含まれることとなりました)。

## <女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準>

| 評価項目         | 基準値（実績値）   |
|--------------|--|
| ① 採用         | 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度（※）であること<br>（※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率（女性の応募者数÷女性の採用者数）」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率（男性の応募者数÷男性の採用者数）」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと）   |
| ② 継続就業       | i) 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること<br>又は<br>ii) 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること               |
| ③ 労働時間等の働き方  | 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て4.5時間未満であること   |
| ④ 管理職比率      | i) 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること<br>（※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂。）<br>又は<br>ii) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること |
| ⑤ 多様なキャリアコース | 直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること<br>A 女性の非正社員から正社員への転換<br>B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換<br>C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用<br>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用                     |

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えないこと（雇用形態が異なる場合を除く。）。

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定制度

- 行動計画の策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「くるみん」を商品などに付すことができる。

※「くるみん」認定のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。



### <認定基準>

則第4条各号に定める基準を全て満たすことが必要。計画期間の開始時期に関わらず、平成29年4月1日以後に事業主が行う認定については、下記と適用する。

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
  - 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
  - 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
  - 4 策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
  - 5 次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。※
    - （１）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものの割合が7%以上であること。
    - （２）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合せて15%以上であり、かつ育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主】**
- ただし、当該計画期間内にその雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。）にあつては、次のいずれかに該当すれば足りること。
- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
  - ② 計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
  - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間に、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが7%以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること。
- 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主】**
- ただし、当該計画期間内の育児休業取得率が75%未満である中小事業主にあつては、当該計画の開始前3年以内の日であつて当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業取得率が75%以上であれば足りること。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
- ※1「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
- ※2「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
- ・フレックスタイム制度
  - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
  - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の（１）と（２）のいずれも満たしていること。
    - （１）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働の平均が各月45時間未満であること
    - （２）月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
  - 9 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
    - ① 所定外労働の削減のための措置
    - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
    - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
  - 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

茨城労働局管内の「えるぼし」認定企業一覧  
(平成31年2月末日現在)

別紙 4

| No. | 企業名                             | 本社所在地 | 301人以上<br>企業<br>(認定時) | 認定段階 |   |  | 評価項目 (○=満たしている項目) |                |           |                |                     |
|-----|---------------------------------|-------|-----------------------|------|---|--|-------------------|----------------|-----------|----------------|---------------------|
|     |                                 |       |                       | 第1段階 | 第2段階  | 第3段階   | ①<br>採用           | ②<br>継続就業      | ③<br>労働時間 | ④<br>管理職比率     | ⑤<br>多様な<br>キャリアコース |
| 1   | 株式会社常陽銀行                        | 水戸市   | ○                     |      | <br>(2016.4) | <br>(2016.11)   | ○                 | ○<br>(2016.11) | ○         | ○<br>(2016.11) | ○                   |
| 2   | 株式会社カスミ                         | つくば市  | ○                     |      |   | <br>(2016.6)    | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 3   | 関彰商事株式会社                        | 筑西市   | ○                     |      |   | <br>(2016.6)    | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 4   | 国立研究開発法人<br>農業・食品産業技術総合<br>研究機構 | つくば市  | ○                     |      |   | <br>(2017.1)    | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 5   | 株式会社<br>ケーズホールディングス             | 水戸市   | ○                     |      |   | <br>(2017.7)  | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 6   | 株式会社茨城新聞社                       | 水戸市   | -                     |      |   | <br>(2017.10) | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 7   | 高橋興業株式会社                        | 土浦市   | ○                     |      |   | <br>(2017.11) | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |
| 8   | 社会福祉法人征峯会                       | 筑西市   | -                     |      |   | <br>(2019.2)  | ○                 | ○              | ○         | ○              | ○                   |

## 茨城労働局管内の「プラチナくるみん」「くるみん」認定企業一覧

(平成31年2月末日現在)



## プラチナくるみん

【認定企業…4社】

労働者数 (※認定時)  
 A…301人以上  
 B…101～300人  
 C…100人以下

| No. | 認定年   | 企業名             | 所在地  | 労働者数 |
|-----|-------|-----------------|------|------|
| 1   | 2015年 | 株式会社筑波銀行        | つくば市 | A    |
| 2   | 2017年 | 株式会社ケーズホールディングス | 水戸市  | A    |
| 3   | 2018年 | 株式会社カスミ         | つくば市 | A    |
| 4   |       | 株式会社常陽銀行        | 水戸市  | A    |



## くるみん

【認定企業…36社】 うち、4回目の認定…2社、3回目の認定…1社、2回目の認定…7社

| No. | 認定年   | 企業名                           | 所在地    | 労働者数 |
|-----|-------|-------------------------------|--------|------|
| 1   | 2007年 | 株式会社カスミ                       | つくば市   | A    |
| 2   |       | 株式会社ケーズホールディングス               | 水戸市    | A    |
| 3   | 2009年 | いばらきコープ生活協同組合                 | 小美玉市   | A    |
| 4   |       | 株式会社筑波銀行 (旧: 株式会社関東つくば銀行)     | 土浦市    | A    |
| 5   |       | 国立研究開発法人物質・材料研究機構             | つくば市   | A    |
| 6   |       | 関彰商事株式会社                      | 筑西市    | A    |
| 7   |       | キャノンセミコンダクターエキップメント株式会社       | 坂東市    | A    |
| 8   | 2010年 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構           | 那珂郡東海村 | A    |
| 9   |       | 株式会社常陽銀行                      | 水戸市    | A    |
| 10  | 2011年 | 社会福祉法人泰仁会                     | 石岡市    | B    |
| 11  | 2012年 | 株式会社ケーズホールディングス 【2回目】         | 水戸市    | A    |
| 12  |       | 株式会社筑波銀行 【2回目】                | つくば市   | A    |
| 13  |       | 株式会社カスミ 【2回目】                 | つくば市   | A    |
| 14  | 2013年 | アステラスリサーチテクノロジー株式会社           | つくば市   | B    |
| 15  |       | キャノンセミコンダクターエキップメント株式会社 【2回目】 | 坂東市    | A    |
| 16  |       | 社会福祉法人患愛会                     | つくば市   | B    |
| 17  |       | 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会              | 笠間市    | B    |
| 18  |       | 生活協同組合パルシステム茨城                | 水戸市    | B    |
| 19  |       | 社会福祉法人征峯会                     | 筑西市    | B    |

| No. | 認定年                | 企業名                                      | 所在地    | 労働者数 |
|-----|--------------------|--|--------|------|
| 20  | 2014年              | いばらきコープ生活協同組合 【2回目】                      | 小美玉市   | A    |
| 21  |                    | 筑波乳業株式会社                                 | 石岡市    | A    |
| 22  |                    | 国立大学法人筑波大学                               | つくば市   | A    |
| 23  |                    | 社会福祉法人芳香会                                | 古河市    | A    |
| 24  |                    | キヤノン化成株式会社                               | つくば市   | A    |
| 25  |                    | 医療法人蔦会                                   | ひたちなか市 | C    |
| 26  |                    | キヤノンエコロジーインダストリー株式会社                     | 坂東市    | A    |
| 27  | 2015年              | 国立研究開発法人森林研究・整備機構<br>(旧：国立研究開発法人森林総合研究所) | つくば市   | A    |
| 28  |                    | 国立研究開発法人土木研究所                            | つくば市   | A    |
| 29  |                    | アステラスリサーチテクノロジー株式会社 【2回目】                | つくば市   | B    |
| 30  |                    | 株式会社ケースホールディングス 【3回目】                    | 水戸市    | A    |
| 31  |                    | 結城信用金庫                                   | 結城市    | A    |
| 32  |                    | 医療法人博仁会                                  | 常陸大宮市  | A    |
| 33  |                    | 社会福祉法人勇成会                                | 水戸市    | B    |
| 34  |                    | 医療法人社団平仁会                                | 筑西市    | B    |
| 35  |                    | キヤノンセミコンダクターエキップメント株式会社 【3回目】            | 稲敷郡阿見町 | A    |
| 36  |                    | 日立水戸エンジニアリング株式会社                         | ひたちなか市 | A    |
| 37  | 水戸エンジニアリングサービス株式会社 | ひたちなか市                                   | A      |      |
| 38  | 2016年              | 社会福祉法人博友会                                | 常陸大宮市  | B    |
| 39  |                    | 茨城トヨペット株式会社                              | 水戸市    | A    |
| 40  |                    | 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会 【2回目】                   | 笠間市    | B    |
| 41  |                    | いばらきコープ生活協同組合 【3回目】                      | 小美玉市   | A    |
| 42  |                    | 社会福祉法人木犀会                                | 笠間市    | A    |
| 43  |                    | 美野里デリカ株式会社                               | 小美玉市   | A    |
| 44  | 2017年              | 社会福祉法人征峯会 【2回目】                          | 筑西市    | B    |
| 45  |                    | キヤノン化成株式会社 【2回目】                         | つくば市   | A    |
| 46  |                    | 株式会社関西ケースデンキ                             | 水戸市    | A    |
| 47  |                    | 水戸信用金庫                                   | 水戸市    | A    |
| 48  |                    | キヤノンセミコンダクターエキップメント株式会社 【4回目】            | 稲敷郡阿見町 | A    |
| 49  | 2018年              | いばらきコープ生活協同組合 【4回目】                      | 小美玉市   | A    |
| 50  |                    | 生活協同組合パルシステム茨城 栃木 【2回目】                  | 水戸市    | B    |
| 51  | 2019年              | 株式会社いわい                                  | 神栖市    | C    |

◎ 各企業の取組内容は、茨城労働局HPに紹介されています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kintou/kinto/gyoumu08\\_06.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kintou/kinto/gyoumu08_06.html)